

法務省民二第305号
令和2年3月27日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正に伴う登記事務の取扱いについて（依命通知）

標記については、本日付け法務省民二第304号民事局長通達において通達されたところですが、これに伴う登記事務の取扱いについては、下記のとおりですので、留意願います。

記

- 1 不正登記防止申出に係る申出書に押印をした者が登記名義人若しくはその一般承継人である法人の代表者又はその代理人である場合において、その法人が会社法人等番号（商業登記法（昭和38年法律第125号）第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人番号をいう。）を有し、当該申出書に会社法人等番号をも記載したときには、当該押印をした者に係る印鑑証明書の添付を省略することができることとされた（第35条第3項第1号関係）。
- 2 法人の代表者に不動産登記法（平成16年法律第123号）第23条第1項の通知をした場合において、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第70条第1項の書面に押印した者に係る法人の会社法人等番号をも記載したときは、資格を証する書面に加え印鑑証明書の添付も省略することができることとされた（第46条第2項関係）。